

第16号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成12年桶川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、前号に掲げる場合を除く。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第26項まで、第33項、第77項又は第84項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表第34項から第37項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>5 市長は、別表第66項に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第26項まで、第33項、第84項又は第91項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表第34項から第43項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>5 市長は、別表第73項に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又</p>

は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
34	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの(規則に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。) 7,000円
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 14,000円
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円
		オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 58,000円
		カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 78,000円
		キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 235,000円
		ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 420,000円
		ケ 床面積の合計が

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
34	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの(規則に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。) 8,000円
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 20,000円
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 34,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 36,000円
		オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 39,000円
		カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 58,000円
		キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 78,000円
		ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 235,000円
		ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを

	50,000平方メートルを超えるもの 777,000円		<p>超え、50,000平方メートル以内のもの 420,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円</p>
	35	昇降機を含む建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	<p>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合(イからエまでに掲げる場合を除く。)</p> <p>前項の区分に応じた額に、昇降機1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)を加算した額</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合</p> <p>前項の区分に応じた額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)を加算した額</p> <p>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</p> <p>前項の区分に応じた額</p> <p>エ 確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</p> <p>計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p>
	36	建築物エネルギー消費性能適合性判定を	申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建

		<p>行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p>	<p>建築物ごとに次に掲げる区分に応じた額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>第34項の区分に応じた額(昇降機を含む建築物については、前項の区分に応じた額)に、次の区分に応じた額を加算した額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)</p> <p>第34項の区分に応じた額(昇降機を含む建</p>
--	--	--	--

					<p>建築物については、前項の区分に応じた額)に、次の区分に応じた額を加算した額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 8,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 13,500円</p>
			37	<p>建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p>	<p>ア 昇降機を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)</p> <p>1基ごとに14,000円 (小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合</p> <p>1基ごとに7,000円 (小荷物専用昇降機については、4,000円)</p>
35	略		38	略	
36	建築物に関する完了検査	<p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの(規則に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。) 14,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超</p>	39	建築物に関する完了検査	<p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの(規則に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。) 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超</p>

		え、200平方メートル以内のもの 24,000円			え、200平方メートル以内のもの 34,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 35,000円			エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 37,000円
		オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 59,000円			オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 42,000円
		カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 82,000円			カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 59,000円
		キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 208,000円			キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 82,000円
		ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 331,000円			ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 208,000円
		ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 666,000円			ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 331,000円
37	工作物に関する完了検査	1の工作物につき12,000円			コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 666,000円
			40	昇降機を含む建築物に関する完了検査	前項の区分に応じた額に、1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した額
			41	要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査	第39項の区分に応じた額(昇降機を含む建築物については、前項に定める額)に、申請に係る特

			定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に定める額を加算した額 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの(規則に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、第68項ア(ウ)、オ及びカ、第69項ア(ウ)、オ及びカ並びに第72項ア(ウ)、オ及びカにおいて同じ。) 3,000円 (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円 (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円
		42	建築設備に関する完了検査 昇降機1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)
		43	工作物に関する完了検査 1の工作物につき12,000円
		44	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 120,000円
38	略		45 略
39	略		46 略
40	略		47 略
41	略		48 略
42	略		49 略
43	略		50 略

<u>44</u>	略		<u>51</u>	略	
<u>45</u>	略		<u>52</u>	略	
<u>46</u>	略		<u>53</u>	略	
<u>47</u>	略		<u>54</u>	略	
<u>48</u>	略		<u>55</u>	略	
<u>49</u>	略		<u>56</u>	略	
<u>50</u>	略		<u>57</u>	略	
<u>51</u>	略		<u>58</u>	略	
<u>52</u>	略		<u>59</u>	略	
<u>53</u>	略		<u>60</u>	略	
<u>54</u>	略		<u>61</u>	略	
<u>55</u>	長期優良住宅建築等 計画等の認定の申請 に対する審査	ア 住宅の品質確保の促 進等に関する法律(平 成11年法律第81号)第6 条の2第3項の確認書又 は同条第4項の住宅性 能評価書(いずれも長 期優良住宅の普及の促 進に関する法律(平成 20年法律第87号)第6条 第1項第1号に掲げる基 準に適合しているもの に限る。イ並びに次項 ア及びイにおいて同 じ。)の交付を受けた もので、ウ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 a 新築の場合 8,000円 b 増築又は改築 の場合 13,000円 c 建築を伴わな い場合 13,000円 (イ) 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他 の一戸建ての住宅 以外の住宅をい う。イ並びに次項 ア及びイにおいて 同じ。)で床面積の 合計(申請に係る住 戸を含む1の建築物 の床面積の合計を いう。イにおいて	<u>62</u>	長期優良住宅建築等 計画等の認定の申請 に対する審査	ア 住宅の品質確保の促 進等に関する法律(平 成11年法律第81号)第6 条の2第3項の確認書又 は同条第4項の住宅性 能評価書(いずれも長 期優良住宅の普及の促 進に関する法律(平成 20年法律第87号)第6条 第1項第1号に掲げる基 準に適合しているもの に限る。イ並びに次項 ア及びイにおいて同 じ。)の交付を受けた もので、ウ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 a 新築の場合 8,000円 b 増築又は改築 の場合 13,000円 c 建築を伴わな い場合 13,000円 (イ) 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他 の一戸建ての住宅 以外の住宅をい う。イ並びに次項 ア及びイにおいて 同じ。)で床面積の 合計(申請に係る住 戸を含む1の建築物 の床面積の合計を いう。イにおいて

	<p>同じ。)が500平方メートル以内のもの</p> <p>の</p> <p>a 新築の場合 17,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 25,000円</p>		<p>同じ。)が300平方メートル以内のもの</p> <p>の</p> <p>a 新築の場合 17,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 25,000円</p>
	<p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 57,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 85,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 85,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 127,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 194,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 194,000円</p>		<p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 57,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 85,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 85,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 127,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 194,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 194,000円</p>
	<p>ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するものア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した</p>		<p>ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するものア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算し、</p>

		<p style="text-align: center;"><u>額</u></p>		<p>次の区分に応じた額 を更に加算した額 <u>(7) 昇降機に係る部 分が含まれる場合</u> <u>a 昇降機を設置 するもの(bに 掲げるものを除 く。)</u> <u>1基ごとに 14,000円(小荷 物専用昇降機に ついては、 5,000円)</u> <u>b 確認を受けた 昇降機の計画を 変更して昇降機 を設置するもの</u> <u>1基ごとに 7,000円(小荷物 専用昇降機につ いては、4,000 円)</u> <u>(イ) 建築物のエネル ギー消費性能の向 上等に関する法律 第11条第1項ただし 書(同条第2項にお いて準用する場合 を含む。)</u>又は第12 条第2項ただし書 (同条第3項におい て準用する場合を 含む。)に規定する 特定建築行為の場 合 <u>第36項ア(7)若し くはア(イ)又はイ (7)若しくはイ(イ) に定める額</u></p>
<p>56</p>	<p>長期優良住宅建築等 計画等の変更の認定 の申請に対する審査</p>	<p>ア 住宅の品質確保の促 進等に関する法律第6 条の2第3項の確認書又 は同条第4項の住宅性 能評価書の交付を受け たもので、ウ以外のもの</p>	<p>63</p>	<p>長期優良住宅建築等 計画等の変更の認定 の申請に対する審査</p>
				<p>ア 住宅の品質確保の促 進等に関する法律第6 条の2第3項の確認書又 は同条第4項の住宅性 能評価書の交付を受け たもので、ウ以外のもの</p>

- (7) 一戸建ての住宅
 - a 新築の場合
4,000円
 - b 増築又は改築の場合
6,500円
 - c 建築を伴わない場合
6,500円
- (イ) 共同住宅等で床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の変更後の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が**500平方メートル**以内のもの
 - a 新築の場合
8,500円
 - b 増築又は改築の場合
12,500円
 - c 建築を伴わない場合
12,500円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの

- (7) 一戸建ての住宅
 - a 新築の場合
28,500円
 - b 増築又は改築の場合
42,500円
 - c 建築を伴わない場合
42,500円
- (イ) 共同住宅等で床面積の合計が**500平方メートル**以内のもの
 - a 新築の場合

- (7) 一戸建ての住宅
 - a 新築の場合
4,000円
 - b 増築又は改築の場合
6,500円
 - c 建築を伴わない場合
6,500円
- (イ) 共同住宅等で床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の変更後の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が**300平方メートル**以内のもの
 - a 新築の場合
8,500円
 - b 増築又は改築の場合
12,500円
 - c 建築を伴わない場合
12,500円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの

- (7) 一戸建ての住宅
 - a 新築の場合
28,500円
 - b 増築又は改築の場合
42,500円
 - c 建築を伴わない場合
42,500円
- (イ) 共同住宅等で床面積の合計が**300平方メートル**以内のもの
 - a 新築の場合

<p>63,500円</p> <p>b 増築又は改築の場合 97,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 97,000円</p>	<p>63,500円</p> <p>b 増築又は改築の場合 97,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 97,000円</p>
<p>ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>	<p>ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算し、次の区分に応じた額を更に加算した額</p> <p>(7) 昇降機に係る部分が含まれる場合</p> <p>a 昇降機を設置するもの(b に掲げるものを除く。)</p> <p>1 基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>b 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの</p> <p>1 基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項におい</p>

					て準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 第36項ア(7)若しくはア(イ)又はイ(7)若しくはイ(イ)に定める額
57	略		64	略	
58	略		65	略	
59	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)</u> 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、 <u>カ</u> 以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の <u>住宅部分</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000</u>	66	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<u>1の建築物ごとに次に掲げる額</u> を合算して得た額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、 <u>キ</u> 以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の <u>住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</u> (ウ) 非住宅用途を含む建築物の <u>非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>

円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の**非住宅部分**

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する**カ**以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上**500平方メートル**以内のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の**住宅部分**

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル

11,000円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する**キ**以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上**300平方メートル**以内のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の**住宅部分**で**床面積の合計が300平方メートル以内のもの 80,000円**

円

ウ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する**キ**以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル

**ル以上500平方
メートル以内の
もの 135,000
円**

ウ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅性
能評価機関又は登録建
築物エネルギー消費性
能判定機関から交付を
受けていないもので、
建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省
令第10条第2号イ(2)及
びロ(2)に定める基準
に適合する**カ**以外のもの

- (ア) 一戸建ての住宅
- a 床面積の合計
が200平方メート
ル未満のもの
20,000円
- b 床面積の合計
が200平方メート
ル以上**500平方
メートル**以内の
もの 22,000円
- (イ) 住宅用途を含む
建築物の**住宅部分**
- a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
38,000円**
- b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの 66,000
円**

エ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅性
能評価機関又は登録建
築物エネルギー消費性
能判定機関から交付を
受けていないもので、
建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省

ル未満のもの
20,000円

- b 床面積の合計
が200平方メート
ル以上**300平方
メートル**以内の
もの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の**住宅部分
で床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 38,000
円**

エ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅
性能評価機関又は登
録建築物エネルギー
消費性能判定機関か
ら交付を受けていな
いもので、建築物エ
ネルギー消費性能基
準等を定める省令第
10条第2号イ(1)及び
ロ(2)又は同号イ(2)
及びロ(1)に定める基
準に適合するキ以外
のもの

- (ア) 一戸建ての住宅
- a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの
29,000円
- b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上300平
方メートル以内
のもの 33,000
円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の**住宅部分
で床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 59,000
円**

オ 低炭素建築物適合証
について、登録住宅性

令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**カ以外のもの**

(7) 床面積の合計が

300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が

300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円

オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**カ以外のもの**

(7) 床面積の合計が

300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が

300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円

カ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの
アから**オ**までの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を**加算した額**

能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**キ以外のもの**
であって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 267,000円

カ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**キ以外のもの**

であって床面積の合計

が300平方メートル以内のもの 102,000円

キ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの
アから**カ**までの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を**加算し、次の区分に応じた額を更に加算した額**

(7) 昇降機に係る部

分が含まれる場合

a 昇降機を設置するもの(bに掲げるものを除く。)

					<p><u>1 基ごとに</u> <u>14,000円(小荷物専用昇降機については、</u> <u>5,000円)</u></p> <p><u>b 確認を受けた</u> <u>昇降機の計画を</u> <u>変更して昇降機</u> <u>を設置するもの</u> <u>1 基ごとに</u> <u>7,000円(小荷物</u> <u>専用昇降機につ</u> <u>いては、4,000</u> <u>円)</u></p> <p><u>(イ) 建築物のエネル</u> <u>ギー消費性能の向</u> <u>上等に関する法律</u> <u>第11条第1項ただし</u> <u>書(同条第2項にお</u> <u>いて準用する場合</u> <u>を含む。)</u>又は第12 <u>条第2項ただし書</u> <u>(同条第3項におい</u> <u>て準用する場合を</u> <u>含む。)</u>に規定する <u>特定建築行為の場</u> <u>合</u> <u>第36項ア(7)若</u> <u>しくはア(イ)又はイ</u> <u>(7)若しくはイ(イ)</u> <u>に定める額</u></p>
60	低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の 申請に対する審査	<p><u>次に掲げる額</u>を合算し て得た額</p> <p>ア 低炭素建築物適合に ついて、あらかじめ登 録住宅性能評価機関又 は登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関か ら交付を受けたもの で、<u>カ</u>以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む 建築物の<u>住宅部分</u></p> <p><u>a 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u></p>	67	低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の 申請に対する審査	<p><u>1の建築物ごとに次に</u> <u>掲げる額</u>を合算して得た 額</p> <p>ア 低炭素建築物適合に ついて、あらかじめ登 録住宅性能評価機関又 は登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関か ら交付を受けたもの で、<u>キ</u>以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む 建築物の<u>住宅部分</u> <u>で床面積の合計が</u></p>

トル未満のもの
5,500円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの 11,500
円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の**非住宅部分**

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
5,500円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの 9,500
円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する**カ**以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上**500平方メートル**以内のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の**住宅部分**

a 床面積の合計

300平方メートル以
内のもの 5,500円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の**非住宅部分**で床面積の合計が300平方メートル以内のもの
5,500円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する**キ**以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上**300平方メートル**以内のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の**住宅部分**で床面積の合計が300平方メートル以内のもの
40,000円

ウ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

が300平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計
が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの **67,500円**

ウ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するカ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の**住宅部分**
a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
19,000円

b 床面積の合計
が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの **33,000円**

エ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建

に適合するキ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の**住宅部分**
で床面積の合計が
300平方メートル以内のもの **19,000円**

エ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するキ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
14,500円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの **16,500円**

(イ) 住宅用途を含む**建築物の住宅部分**
で床面積の合計が

建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**カ以外のもの**

**(7) 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 133,500
円**

**(4) 床面積の合計が
300平方メートル以
上500平方メートル
以内のもの
167,000円**

オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**カ以外のもの**

**(7) 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 51,000
円**

**(4) 床面積の合計が
300平方メートル以
上500平方メートル
以内のもの
65,000円**

ウ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの

**300平方メートル以
内のもの 29,500
円**

オ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**キ以外のもの
であって床面積の合計
が300平方メートル以
内のもの 133,500円**

カ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、**キ以外のもの
であって床面積の合計
が300平方メートル以
内のもの 51,000円**

キ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの

アからカまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を**加算し、次の区分
に応じた額を更に加
算した額**

		アから <u>オ</u> までの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を <u>加算した額</u>			<p><u>(7) 昇降機に係る部分が含まれる場合</u></p> <p><u>a 昇降機を設置するもの(b に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>1 基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</u></p> <p><u>b 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの</u></p> <p><u>1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</u></p> <p><u>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>特定建築行為の場合</u></p> <p><u>第36項ア(7)若しくはア(イ)又はイ(7)若しくはイ(イ)に定める額</u></p>
61	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定	68	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額
					ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された

又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

a 床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第65項において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向

同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（規則に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下イ(イ)及びエ(イ)並びに次項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)並びに第72項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。)

11,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの

11,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの

	<p>上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(ア(ア)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>b 床面積の合計</p>		<p>の 44,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 38,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 33,000円</p>
--	--	--	--

		が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 59,000円
		ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(ア(イ)に掲げる場合を除く。) (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円		オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 267,000円
		(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円	69	カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 102,000円
			計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 2,500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が

300平方メートル以
内のもの 5,500円

(ウ) 非住宅用途を含
む建築物の非住宅
部分で床面積の合
計が300平方メー
トル以内のもの
5,500円

イ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に定める基
準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上300平方メ
ートル以内のも
の 22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分
で床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 40,000
円

ウ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第2号イ(2)
及びロ(2)に定める基
準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅
a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上300平方メ
ートル以内のも
の 11,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分
で床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 19,000
円

エ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(2)又は同号イ
(2)及びロ(1)に定める
基準に適合するもの

(イ) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メート
ル未満のもの
14,500円

b 床面積の合計
が200平方メート
ル以上300平方メ
ートル以内のも
の 16,500円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分
で床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 29,500
円

オ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第1号イに
定める基準に適合する
ものであって床面積の
合計が300平方メート
ル以内のもの
133,500円

カ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第1号ロに
定める基準に適合する
ものであって床面積の
合計が300平方メート
ル以内のもの 51,000

					円
62	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。 b、イ(イ)、次項ア(イ)及びイ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計 が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計 が300平方メー</p>	70	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>1の建築物ごとに次掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、キ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 で床面積の合計(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。イ(イ)及びエ(イ)並びに次項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。)が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するも</p>

トル未満のもの

11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの
44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計

ので、キ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの
44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 80,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、キ以外のもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 38,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に

が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、

カ以外のもの

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、

定める基準に適合するキ以外のもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 59,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、キ以外のものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 267,000円

キ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、キ以外のものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 102,000円

ク 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審

		<p><u>カ以外のもの</u> <u>(7) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの 102,000</u> <u>円</u> <u>(イ) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>130,000円</u></p> <p><u>カ</u> 建築物エネルギー消 費性能向上計画の認 定の申請に対する審 査に加え、第34項の 審査を要するもの</p> <p>アから<u>オ</u>までの区 分に応じた額に、同 項の区分に応じた額 を<u>加算した額</u></p>		<p>査に加え、第34項の 審査を要するもの</p> <p>アから<u>カ</u>までの区 分に応じた額に、同 項の区分に応じた額 を<u>加算し、次の区分</u> <u>に応じた額を更に加</u> <u>算した額</u></p> <p><u>(7) 昇降機に係る部</u> <u>分が含まれる場合</u></p> <p><u>a 昇降機を設置</u> <u>するもの(bに</u> <u>掲げるものを除</u> <u>く。)</u> <u>1 基ごとに</u> <u>14,000円(小荷</u> <u>物専用昇降機に</u> <u>ついては、</u> <u>5,000円)</u></p> <p><u>b 確認を受けた</u> <u>昇降機の計画を</u> <u>変更して昇降機</u> <u>を設置するもの</u> <u>1 基ごとに</u> <u>7,000円(小荷物</u> <u>専用昇降機につ</u> <u>いては、4,000</u> <u>円)</u></p> <p><u>(イ) 建築物のエネル</u> <u>ギー消費性能の向</u> <u>上に関する法律</u> <u>第11条第1項ただし</u> <u>書(同条第2項にお</u> <u>いて準用する場合</u> <u>を含む。)</u>又は第12 <u>条第2項ただし書</u> <u>(同条第3項にお</u> <u>いて準用する場合</u> <u>を含む。)に規定する</u> <u>特定建築行為の場</u> <u>合</u> <u>第36項ア(7)若</u> <u>しくはア(イ)又はイ</u> <u>(7)若しくはイ(イ)</u> <u>に定める額</u></p>
63	建築物エネルギー消	1の建築物ごとに次に	71	建築物エネルギー消 1の建築物ごとに次に

<p>費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に定める額とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、カ以</p>	<p>費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、前項に定める額とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、キ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもので、キ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が</p>
-------------------------------	---	-------------------------------	---

		<p>外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p> b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 67,500円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、カ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p>		<p>300平方メートル以内のもの 40,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもので、キ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 16,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が</p>
--	--	--	--	---

		<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 33,000円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、カ以外のもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p> <p>カ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p>		<p>300平方メートル以内のもの 29,500円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、キ以外のものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 133,500円</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で、キ以外のものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 51,000円</p> <p>キ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第34項の審査を要するもの</p> <p>アからカまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算し、次の区分に応じた額を更に加算した額</p> <p>(ア) 昇降機に係る部分が含まれる場合</p> <p>a 昇降機を設置するもの(bに掲げるものを除く。)</p> <p>1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、</p>
--	--	---	--	---

		アからオまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額			5,000円)
64	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもの (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a 床面積の合計(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 a 床面積の合計が300平方メー			b 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円) (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 第36項ア(ア)若しくはア(イ)又はイ(ア)若しくはイ(イ)に定める額

トル未満のもの
11,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの 19,000
円

イ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に定める基
準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計
が200平方メー
トル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計
が200平方メー
トル以上500平
方メートル以内
のもの 44,000
円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
80,000円

b 床面積の合計
が300平方メー
トル以上500平
方メートル以内
の も の
135,000円

ウ ア以外の場合で、建
築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令
第1条第1項第2号イ(2)
及びロ(2)又は同号イ
(3)及びロ(3)に定める
基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計

が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計
が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計
が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
334,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未

		満のもの 102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円			
65	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請に対する審査	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性</p>	72	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請に対する審査	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,500円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p>

能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 40,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 19,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)

					<p>に定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上300平方メートル以内のもの 16,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 29,500円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 133,500円</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものであって床面積の合計が300平方メートル以内のもの 51,000円</p>
<u>66</u>	略		<u>73</u>	略	
<u>67</u>	略		<u>74</u>	略	
<u>68</u>	略		<u>75</u>	略	
<u>69</u>	略		<u>76</u>	略	
<u>70</u>	略		<u>77</u>	略	
<u>71</u>	略		<u>78</u>	略	
<u>72</u>	略		<u>79</u>	略	
<u>73</u>	略		<u>80</u>	略	
<u>74</u>	略		<u>81</u>	略	

<u>75</u>	略		<u>82</u>	略	
<u>76</u>	略		<u>83</u>	略	
<u>77</u>	略		<u>84</u>	略	
<u>78</u>	略		<u>85</u>	略	
<u>79</u>	略		<u>86</u>	略	
<u>80</u>	略		<u>87</u>	略	
<u>81</u>	略		<u>88</u>	略	
<u>82</u>	略		<u>89</u>	略	
<u>83</u>	略		<u>90</u>	略	
<u>84</u>	略		<u>91</u>	略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第34項、第62項、第66項、第68項及び第70項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第39項、第63項、第67項、第71項及び第72項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月19日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。